

令和3年第6回大木町議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和3年12月9日（木） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1番	馬場高志	8番	菰方英二
2番	野口裕子	9番	徳永伸行
3番	原田勝	10番	古賀知文
5番	古賀靖子	11番	小畠裕司
6番	北島好昭	12番	中島宗昭
7番	益田隆一	13番	中島和正

4. 欠席議員 なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	税務町民副課長	山口龍也
副町長	益田富啓	健康福祉課長	田中美和子
教育長	北原孝徳	産業振興課長	広松栄治
総務課長	池末行成	建設水道課長	荒巻尊己
まちづくり課長	野田昌志	こども未来課長	内藤智之
まちづくり副課長	中村和也	こども未来副課長	的場哲也
税務町民課長	杉康則		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 川村九州生

7. 議案の題目

- ①会期の決定について
- ②町長のあいさつ
- ③大木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- ④大木町消防団員の定数、任用、報酬、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑤令和3年度大木町一般会計補正予算（第6号）について
- ⑥令和3年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

- ⑦令和3年度大木町水道事業会計補正予算（第2号）について
- ⑧ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書について
- ⑨一般質問
- ⑩大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ⑪大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ⑫会議録署名議員の指名について

8. 議事

議長　それでは、皆様、改めましておはようございます。

第6回大木町議会12月定例会の初日に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

2021年も師走に入り、本年も残すところ20日余りを残すのみとなりました。ご出席の各位には何かと気ぜわしいことと存じます。

さて、昨日はさきの大戦の開戦日でございました。あの日から80年が経過し、戦争の体験者やご遺族の皆様も少なくなり、ふだんの生活から徐々に戦争の記憶も薄れつつある今日、当時の人々の考えや心情に思いをさせ、終戦の日と同様、我々が忘れてはならぬ大切な日と私自身捉えております。軍民合わせて310万人にも及ぶ死傷者を出した犠牲の上に今日の繁栄がある以上、今ある私たちはその方々に恥じぬ生き方や活動を期待されており、町民の皆様の幸福を第一に力を尽くしてまいりたいと、改めて肝に銘じた次第でございます。

この1年も新型コロナウイルスの脅威にさらされ、感染者数の増減に気をもみ、その対策に追われながらも、国内感染者の大幅な減少で徐々に経済活動の再開が見えつつあった矢先の変異株、オミクロンの世界的な蔓延が報告されております。日本におきましても、空港検疫において4例の感染者が確認されております。国において徹底した水際対策をお願いするとともに、執行部におか

れましても、3回目のワクチン接種に向け、関係機関と協力し遅滞なく準備を願いたいと思います。また、私たちも気を緩めることなく、新しい生活様式の中で日々の活動に邁進してまいりたいと思います。

さて、今定例会には、法律の改正に伴う条例改正や、消防団の皆様の処遇改善の条例改正、6号補正予算など重要案件が上程されております。また、一般質問につきましては7名の議員より通告があり、14日、15日の両日に実施する予定でございます。今定例会も町政発展、住民福祉の向上に資する活発な議論の展開をお願いし、挨拶といたします。

ただいまの出席議員12名、したがって、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、令和3年第6回大木町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日は安藤代表監査委員に出席をお願いしております。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

去る12月1日、議会運営委員会が開催されましたので、委員長の報告を求めます。中島宗昭委員長。

中島委員長　皆さん、おはようございます。

それでは、報告をさせていただきます。

去る12月1日、議会運営委員会を開催し、令和3年第6回大木町議会定例会の会期日程等について協議した結果、会期を本日から12月15日までの7日間と決定しておりますので、ご協力をお願いし、委員長報告といたします。

議長　お諮りいたします。委員長の報告のとおり、会期を本日から12月1

5日までの7日間と決定することにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、日程第1、会期の決定については、本日から12月15日までの7日間と決定いたしました。委員長、報告ありがとうございました。

日程第2、ここで議案審議に入る前に町長の挨拶を許します。境町長。

境町長　議員の皆様、おはようございます。

本日ここに令和3年第6回大木町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、師走に入り何かとご多用の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

早いもので、今年も残すところ3週間余りとなりました。今年の町の主な出来事を振り返ってみますと、昨年に続き年間を通じてコロナ対策に終始したこと、8月11日から続いた記録的な豪雨により山ノ井川が4年連続溢水し、流域を中心に大きな被害が発生をしたこと、9月4日から念願の光回線サービスが始まり学校におけるICT教育環境が整備されたこと、自治総合計画を策定し地域自治の確立に向けて動き出したことなどが挙げられます。

新型コロナウイルス感染症による2年近くにも及ぶ世界的なパンデミックにより、町民の皆さんの暮らしや地域活動、飲食店をはじめとする町内事業者の事業活動にも、計り知れない影響がございました。しかし、最近では感染者が激減し、全ての緊急事態措置は解除され、今のところ少しずつ以前の日常を取り戻しつつあります。

町では、これまでの累計で102例の感染が確認されましたが、町民の皆さんのご協力により最小限の感染に抑えられました。感染予防対策として、ワクチンの効果が大きいと思われませんが、町議会の先生方のご協力により順調に進み、11月末までに全町民の約74%、65歳以上に限ると94%以上の方が2回の接種を終了しておられます。年明けには3回目の接種を順次ご案内できる見込みでございます。

しかし、新しい変異株、オミクロン株が新たに流行の兆しを見せており、これから寒くなるとインフルエンザの流行も心配されますので、町民の皆さんには引き続き感染対策の徹底をお願いしてまいります。

また、本町のコロナ禍における商工振興支援策としては、商工会や飲食店の代表者などのご意見を伺いながら、商工業者の売上げ減少に伴う緊急支援金事業、事業継続支援金事業、預託金の拡充と保証料及び預託金利息に対する助成のほか、飲食店に対しても様々な支援策を講じてまいりました。今後もコロナ禍の影響が長引くことも予想されますので、国、県の支援施策に加え、本町におきましても国のコロナ支援対策臨時交付金などを活用し、商工業者に寄り添う支援策を講じてまいります。

コロナ禍は世界中に多くの試練をもたらし、これまでの社会の在り方に一石を投じましたが、特に、都市一極集中の危うさが浮き彫りになり地方回帰が加速しました。また、働き方が見直されICT環境整備が大きく前進しました。本町におきましても、9月4日より光回線サービスが始まり、小・中学校におけるICT教育環境がほぼ整うなど、ICT元年と呼べる大きな一歩を踏み出すことができました。

一方、今年は梅雨末期の豪雨災害は免れたものの8月11日から僅か4日間で、福岡県の年間降水量の4割を超える750ミリの記録的な豪雨となり、4

年連続で山ノ井川が氾濫し、流域を中心に家屋の浸水被害や農業被害などに見舞われました。令和元年からは、山ノ井川浸水対策重点地域緊急事業に着手をしていただき、堤防かさ上げ工事や正原橋架け替え工事が行われております。5年連続の被害が出ないように1日でも早く堤防かさ上げ工事が完了することを県に対して再三要望をしているところでございます。

気候変動による夏の猛暑や集中豪雨はこれまでの常識を超えるもので、気候変動の影響はもはや新たな局面を迎えています。これまでの常識にとらわれず、町を挙げての防災対策、日頃の備えが欠かせませんが、特に、住民の皆さんの防災意識を高めること、また、地域のつながりを強め、いざというときに協力し合える地域自治組織の役割が特に重要になっています。また、気候変動の影響が未来世代により深刻になることは避けられず、今の時代を生きる私たちが何をすることが問われています。気候非常事態宣言の目標達成に向けて、脱炭素のまちづくりにしっかりと取り組んでまいります。

コロナ禍や気候変動による様々なリスクや人口減少、少子高齢化社会に対応できる柔軟で足腰の強い地域づくりの重要性を改めて感じており、町民の皆さんとの協働をさらに進めながら、持続可能なまちづくりに向け邁進してまいりたいと存じますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本町議会に提案させていただきました議案につきましては、条例の制定について2件、補正予算で一般会計をはじめ特別会計及び企業会計それぞれ1件の計5議案でございます。

いずれの議案も町政運営上、緊要なものでございますので、慎重なるご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

議長 町長の挨拶を終わります。

日程第3、議案第46号大木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第46号大木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴い、大木町国民健康保険税条例の一部につき所要の規定の整備を行う必要があるため、この条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては担当副課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。山口税務町民課副課長。

税務町民課副課長 議案第46号大木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

今回の大木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国において地方税法の一部改正含む全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に、この法律の施行に伴う地方税法施行令の一部改正を含む関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布されたことに伴いまして、大木町国民健康保険税条例

の一部を改正するものです。

お手元に改正概要をお配りしていると思いますので、その改正概要をご覧ください。

今回の改正の主な内容は、未就学児である被保険者がいる場合、その未就学児分の基礎課税額分及び後期高齢者支援金と課税額分の被保険者均等割額の半額を減額するものです。その他法律の改正による項ずれ、その他字句の改正等になります。なお、法律の改正による項ずれ、その他字句の改正等につきましては、説明を省略させていただきます。

改正概要の2ページ、3ページをご覧ください。

2ページでは今回の軽減額などを説明したもの、3ページでは軽減額などをグラフにして少しイメージしやすくしたものになります。

国民健康保険税は、現在、世帯の所得に応じて7割、5割、2割の軽減が設定されています。軽減対象所得などの内容につきましては、改正概要2ページの下段の部分に示しているとおりでございます。

今回の改正による軽減額は、基礎課税額に係る均等割額、今現在1人につき2万7,000円となっていますけれども、7割の軽減世帯であれば、7割の軽減額1万8,900円を差し引き、8,100円の半額の4,050円が今回の未就学児の軽減額となるものです。同じく、5割軽減世帯であれば、5割の軽減額1万3,500円を差し引き、軽減後の1万3,500円の半額6,750円が今回の未就学児の軽減額となるものです。2割軽減世帯も同じ考えの下、今回の未就学児の軽減額は1万800円となり、軽減なし世帯では1万3,500円が今回の未就学児の軽減額となるものです。

後期高齢者支援金等課税額分に係る均等割額も同じ考えで減額するものです。均等割額は1人につき7,000円となっています。7割軽減世帯の今回の未

就学児の軽減額は1,050円、5割軽減世帯の今回の未就学児の軽減額は1,750円、2割軽減世帯の今回の未就学児の軽減額は2,800円、軽減なし世帯の今回の未就学児の軽減額は3,500円となるものです。

お手元の参考資料の改正条例、新旧対照表をご覧ください。

この分の8ページ、9ページをご覧くださいと思います。

左側が改正案、右側が現行になります。左側の2とあり、以下下線が書いてある部分が今回の追加の規定となりまして、第23条の第2項の追加になります。この項が未就学児である被保険者がいる場合の未就学児の被保険者均等割額を減額する規定の追加となっております。

新旧対照表9ページでは、1号(1)となっているところになりますけれども、この部分が基礎課税額の被保険者均等割額について減額額を定める規定となっております。アが7割軽減世帯の減額する額、イが5割軽減世帯の減額する額、ウが2割軽減世帯の減額する額、エが軽減世帯以外の世帯の軽減する額とする規定でございます。

2号(2)のところになりますけれども、これが後期高齢者支援金分の被保険者均等割額についての減額を定める規定でございます。

以上が改正の内容となります。

施行期日につきましては、すみません、議案のほうに戻っていただきまして、この条例案の2ページ、附則の部分になります。

最後のところになりますけれども、第1条のところ、未就学児である被保険者均等割額の減額及び法律政令に改正する項ずれ、字句の改正等につきましては令和4年4月1日から、その他の字句の改正等につきましては公布の日から施行となっております。

また、参考までですけれども、この未就学児の被保険者均等割額の減額改正

は令和4年度からの適用になっておりますけれども、令和3年度当初課税において、この減額措置を適用させた場合のあくまでも試算の部分になりますけれども、対象者は80名程度、影響額、減額額は100万円弱と試算しているところです。

以上で、議案第46号大木町健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員 お尋ねをします。

最後に、担当課長のほうから、今回の軽減による試算ということで、影響が出るもの、それと軽減される額というのがあったんですけども、国保財政は非常になかなか厳しいものがある中で、今回の改正では軽減のみと。税を増やす手だてというのが提供されていないんだけど、軽減されっ放しということになれば、なおさらここ運営厳しいものがあるかと思うんですが、何がしか補填ということで、何か手当てがあるものなのかをちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

議長 答弁を許します。山口税務町民課副課長。

税務町民課副課長 6番、北島議員の質問にお答えします。

今回、その軽減になる分の負担割合ですけれども、国のほうで2分の1、県のほうで4分の1、市町村のほうで4分の1負担になるということで聞いてお

ります。

以上でございます。

議長 6番、北島好昭議員。

北島好昭議員 軽減分については、それぞれ国、県、町が負担をするということですか。それはどういった流れで、交付金か何かで手当てをされるということになるのか、その辺もうちょっと教えてください。

議長 答弁を許します。田中健康福祉課長。

健康福祉課長 北島議員のご質問にお答えいたします。

これまでも軽減の分の差額は同じように、国、県、そして町の補填があつて、一般会計から特別会計に繰り出しをしております。同じような流れになります。

以上でございます。

議長 北島議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第46号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第3、議案第46号大木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第46号本案については原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第47号大木町消防団員の定数、任用、報酬、分限及び懲戒、

服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第47号大木町消防団員の定数、任用、報酬、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、大木町消防団員の処遇の改善を図るため、消防団員の報酬等の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う必要があるため、この条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。池末総務課長。

総務課長 議案第47号大木町消防団員の定数、任用、報酬、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本案は、消防庁より発出されました消防団員の報酬等の基準の策定等についてを踏まえ、大木町消防団員の処遇の改善を図るため、消防団員の報酬等の見直しに伴い所要の規定の整備を行う必要があるため、この条例の一部を改正するものです。

改正の内容の説明につきましては、お手元、参考資料、改正条例の新旧対照表でご説明させていただきます。

20ページをお願いいたします。

第3条第1項各号、第6条及び第8条の改正におきましては、適正に語句の修正を行うものです。

次のページをお願いします。

第12条の報酬についての改正は、第1項で、これまでの消防団員の報酬を年額報酬及び出動報酬に定め、第2項において、現行の年報酬額について算用数字での表記に改め、第3項で、新たに出動報酬として、それぞれ火災の場合を除く災害の場合、1日4時間以上の場合を8,000円、4時間未満の場合を4,000円とし、警戒の場合、1回3,000円、訓練または研修を受ける場合、1回3,000円に定めるものです。

次のページをお願いします。

さらに第4項で前3項の報酬の支給方法を規則で定めるとするものです。

次に、第13条の費用弁償においては、現行第1項で定めていました職務の種類、水、火災等の警戒の出動、消防教育及び訓練における費用弁償は、出動報酬として前条第3項に規定するためこの項を削除し、第2項を繰り上げるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 21ページの中で、先ほど22ページもそうなんですけれども、13条で、水、火災等の警戒出動するときというのが、もう12条の第3項のほうで出たのでそこを省きますということだったんですが、第3項出動報酬のところでも、警戒の場合というのは、水害のときの道路封鎖で消防団員が

よく通れませんよということで警戒に当たっている方、あれは警戒になるんですか、それとも水害になるのでしょうか。よろしくお願いします。

議長 答弁を許します。池末総務課長。

総務課長 小島議員のご質問にお答えいたします。

第2条第3項の先ほどご質問いただいた警戒の場合の規定につきましては、この警戒に当たる部分としましては、例えば台風とか、そういった災害の予測される場合においての場合を警戒の出動という形におきまして、あと、ご質問のありました水害において道路等の現状通れないとか、通行止めとか、そういった部分につきましては、もう災害時の対応という形での報酬として支払うものというふうに区別を考えております。

以上でございます。

議長 11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 ありがとうございます。

そしたら、簡単に言うと、災害が起きる前は警戒、災害が起きた後の場合は災害ということで認識しておいてよろしいんですかね。

以上です。

議長 ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第47号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第4、議案第47号大木町消防団員の定数、任用、報酬、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第47号本案については原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第48号令和3年度大木町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第48号令和3年度大木町一般会計補正予算（第6号）についての提案理由を申し上げます。

本案の内容につきましては、令和3年度大木町一般会計予算に、歳入歳出それぞれ1億5,552万3,000円を追加し、それぞれの合計を66億626万1,000円として計上するものでございます。

その主なものといたしましては、歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金2,521万1,000円、臨時特別給付金給付事務費補助金1億3,750万9,000円、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金2,714万9,000円の減額、有価証券売却収入1,775万円、公共施設整備基金繰入金1,300万円の減額、前年度繰越金2,013万6,000円、町債の公共事業等債及び防災対策事業債合わせて3,510万円の減額。

また、歳出では、地域振興基金積立金1,775万円、グループホーム等防災改修等支援事業補助金773万円、子育て世帯臨時特別給付金1億3,200万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業委託料1,652万8,000円、施設園芸型農業振興事業補助金、合計で1,521万8,000円、町道10号線自転車歩行者道整備事業、合計で1,950万円の減額、正原橋

架替工事負担金 2, 530 万円の減額、消防施設整備事業車両購入費 870 万 5, 000 円の減額、新型コロナウイルス感染症対策事業パソコン等機器購入費 647 万 9, 000 円、社会体育施設整備工事 1, 280 万 1, 000 円の減額、職員人件費、総額で 116 万円となっております。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。

まず、歳出について順次説明を願います。池末総務課長。

総務課長 予算書、13 ページ、14 ページをお願いいたします。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会共通費 1, 000 円の補正をお願いしております。

内容につきましては、右側説明欄の事業で説明いたします。

職員人件費において職員共済組合負担金として同額を計上しております。9 月の標準報酬月額改定によるものです。

なお、今回の補正予算案につきましては、10 月、正規職員採用等に係る人件費の補正ほか、会計年度任用職員の人件費に係る補正など、それぞれの該当費目で計上しており、一般会計においては合計 116 万円を増額した補正となっております。

以下、人件費につきましては説明を省略させていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、2 目公共施設等施設運営費 35 万 1, 000 円の補正をお願いしております。

内容につきましては、右側説明欄の事業で説明いたします。

庁舎等管理事業において需用費、燃料費として29万8,000円を計上しておりますが、灯油の高騰により燃料費の予算不足が見込まれるため補正をお願いするものです。

次に、一般備品購入費5万3,000円の計上につきましては、庁舎内電話内線機の故障と対応できる予備がなくなったため、5台分を購入する費用としてお願いするものです。

災害用給電システム設置事業においては、給電システムV2L、3台の購入に伴う環境省補助金45万円が見込まれますので、財源内訳補正を行うものです。

4目組織力強化費30万8,000円の補正をお願いしております。

右側説明欄にあります大木町行政区運営事業において、需用費、修繕料として4万円を計上しておりますが、各行政区に設置している掲示板の修繕が当初見込み以上に必要となったため、不足分の費用をお願いするものです。

次に、組織管理運営事業においては、使用料、複写機賃借料として26万8,000円を計上しておりますが、当初見込みよりも複写機の使用枚数がかなり増えており予算不足が見込まれるため、補正をお願いするものです。

次のページをお願いいたします。

7目情報システム強化推進費62万2,000円の補正をお願いしております。

右側説明欄にあります情報処理事業において、需用費、修繕料として7万2,000円を計上しておりますが、新たに連帳プリンターの修繕が必要となったため補正をお願いするものです。

次に、備品購入費として55万円を計上しておりますが、これはデータサー

バー用ハードディスクの追加が必要となり、ディスク4本分の購入費の補正をお願いするものです。

9目交通安全啓発費20万円の補正をお願いしております。

右側説明欄にあります高齢者事故抑制事業において、負担金、タクシー助成金として同額を計上しておりますが、タクシー利用回数の増加による予算不足が見込まれるため、補正をお願いするものです。

19目交通情報ネットワーク費20万9,000円の補正をお願いしております。

右側説明欄にあります公共施設Wi-Fi化事業において、工事請負費、公共施設Wi-Fi設備設置工事費として同額を計上しておりますが、これは9月補正予算で現在実施している公共施設6施設のWi-Fi設置工事における光回線への開通において、うち3施設が現在のIPバージョンではネット接続不可と判明したため、光回線ネットに接続できる新しいバージョンのIP用ルーターの設置が必要となったため、工事費の追加費用をお願いするものです。

以上でございます。

まちづくり課長 21目自治活動支援推進費31万7,000円の補正をお願いしております。

地域コミュニティー施設の整備活用推進事業として、コミュニティー施設整備補助金、同額は、8月の豪雨により被災した地区公民館の補修費に対する補助金となります。

23目財政運営費1,775万円の補正をお願いしております。

基金管理業務として、地域振興基金の同額は、昨年度末に取り崩しました久留米広域事務組合のふるさと振興基金の本町帰属分の国債の一部を売却したも

のを地域振興基金に積み立てるものです。

以上です。

健康福祉課長 17ページ、18ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、4目国民健康保険費17万3,000円の補正を計上しております。

説明欄、国民健康保険特別会計繰出金として国民健康保険費特別会計への事務費繰出金で、職員の人件費分でございます。

6目地域包括ケア推進費1,136万5,000円の補正を計上しております。

19ページ、20ページをお願いいたします。

説明欄、訪問型通所型生活支援サービスの充実51万2,000円でございます。地域支援事業委託料、同額で、配食サービス事業対象者が増加したことに伴うものでございます。この対象者は、独り暮らしの高齢者または高齢者のみ世帯で要支援者等となっております。

説明欄、介護保険広域連合事業1,085万3,000円でございます。負担金、グループホーム等防災改修等支援事業補助金773万円は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、グループホーム朝日苑の空調工事及び雨戸設置工事を行うものです。10分の10の国庫補助でございます。

償還金、広域連合介護予防事業交付金返還金312万3,000円でございます。介護予防事業前年度事業実績報告による交付額等の確定に伴うものでございます。

7目生きがづくり推進費145万円の補正を計上しております。

説明欄、高齢者の在宅生活支援事業、同額でございます。委託料、地域生活

支援事業67万円で、配食サービス事業対象者が増加したことに伴うものでございます。対象者は独り暮らしの高齢者または高齢者のみ世帯で要介護認定者及び障害者となっております。

扶助費、介護手当36万円でございます。介護手当対象者が増加したことに伴うものでございます。扶助費、介護用品（紙おむつ等）給付サービス事業42万円。介護用品給付サービス受給対象者が増加したことに伴うものでございます。

8目生活自立支援費331万1,000円の補正を計上しております。

いずれも前年度事業実績報告による補助金、負担金額等の確定に伴うものでございます。

説明欄、障害者地域生活支援事業11万1,000円で、償還金、地域生活支援事業等補助金返還金でございます。障害者自立支援給付費審査支払等システム事業の返還金でございます。

障害者自立支援事業320万円でございます。償還金、障害者医療費負担金返還金105万2,000円でございます。県費が35万1,000円、国庫が70万1,000円でございます。償還金、障害者自立支援給付費負担金返還金84万円でございます。県費が28万円で国庫が56万円でございます。償還金、障害児入所給付費等負担金返還金130万8,000円でございます。県費が46万円、国庫が84万8,000円でございます。

9目地域福祉活動支援費9万8,000円の補正を計上しております。

説明欄、老人クラブ等活動支援事業9万8,000円で、償還金、高齢者社会活動推進事業費補助金返還金でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、老人クラブ事業が計画どおり行えなかったため、実績に基づき超過となった補助金を返還するものでございます。

以上でございます。

課長 次のページをお願いいたします。

2項児童福祉費、3目児童支援費1億4,045万6,000円の補正をお願いしております。

内容につきましては、右側説明欄の事業で説明いたします。

児童手当事業としまして323万1,000円をお願いしております。

委託料、システム改修委託料319万円は、児童手当の制度が改正されることにより、その費用として計上しております。償還金利子及び割引料、児童手当交付金国庫負担金返還金4万2,000円は、前年度児童手当交付金の額が確定したことによるものでございます。

次に、子育て世帯臨時特別交付金事業としまして、1億3,722万4,000円をお願いしております。

内容につきましては、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において子育て世帯生活を支援するため、子ども1人につき10万円相当の給付を行うもので、今回そのうち5万円を現金として先行給付するものでございます。

対象者につきましては、平成15年4月2日から令和4年3月31日まで生まれた子どもを持ち、児童手当受給者もしくはそれに準ずる保護者の方としております。

支払いの予定につきましては、町から児童手当を受ける人については年内支給を予定し、それ以外の人につきましては申請書受理後、随時支給する予定としております。

予算につきましては、需用費、消耗品費17万4,000円はプリンタートナー代や事務用品代として、印刷製本費4万9,000円は封筒印刷の費用と

して、役務費、通信運搬費 30万9,000円は郵便代として、手数料16万5,000円は口座振込手数料としてお願いしております。

委託料、電算システム導入委託料447万7,000円、使用料及び賃借料、複写機使用料5万円を計上し、負担金、補助及び交付金、子育て世帯臨時特別給付金として1億3,200万円を計上し、中学生以下2,190人、高校生450人を見込んでおります。

ご説明申し上げました給付事業の財源につきましては、全て国庫補助金から100%補助されることとなっております。

以上でございます。

健康福祉課長 4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費については、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の内示による財源内訳補正でございます。

2目保健衛生施設運営費40万円の補正を計上しております。

説明欄、やすらぎ苑営繕事業、同額で、やすらぎ苑高圧電源ケーブル修繕費でございます。やすらぎ苑のキュービクル点検時に絶縁不良が確認され、今年度中に高圧ケーブルを修理する必要があるために行うものです。

3目健康増進事業費1,741万8,000円の補正を計上しております。

説明欄、予防接種実施事業につきましては、緊急風しん事業補助金の内示による財源内訳補正でございます。

22、23、24ページをお願いいたします。

説明欄、健康診査、健康づくり推進事業で、財源内訳補正です。新型インフルエンザ等対策特措法に基づく予防接種台帳システム改修事業国庫補助金及びがん検診推進事業費国庫補助金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保

事業費国庫補助金の内示によるものでございます。

新型コロナウイルス予防接種事業1,741万8,000円につきましては、新型コロナワクチン接種を令和3年11月までの予算を計上しておりましたが、3回目の接種を2回目接種から8か月後を基本として行うこととされ、また接種期間も令和4年2月末日の終了予定を9月末日までに延長されたことに伴い、令和4年3月までにワクチン接種を行うために不足する予算を計上するものでございます。

3回目接種のワクチンにつきましては、現在、18歳以上の2回目接種終了者へのファイザー製のみが薬事承認されておりますが、モデルナ製及び5歳から11歳までのファイザー製も薬事申請中で、承認されることを見込んで接種に向けて準備をしているところです。

これまで本町では、1回目、2回目接種をファイザー製のみ接種しておりましたが、3回目接種については、国から県に、県から市町村にワクチン配分計画が示され、ファイザー製、モデルナ製、それぞれ配分が決められることとなっております。

接種計画については、実施する医療機関と協議を行い決定してまいります。

予約については、これまでどおりコールセンターに委託し、電話による予約とウェブでの予約を併せて行っていく予定でございます。

報酬、健康被害調査委員報酬7万円は、ワクチン接種により健康被害があった場合、調査委員会を設置し、その調査委員報酬に係る予算でございます。

報償金12万円は、健康被害があった場合、有識者による健康被害調査を行うための謝金でございます。

需用費、消耗品費10万円は、事業に係る消耗品でございます。

役務費、通信運搬費10万円は、ワクチン接種券郵送料です。郵送は基本的

には委託業者が行いますが、転入者やVRSというワクチン接種記録システムに不具合があった場合、町から直接郵送いたします。その場合の郵送料です。

役務費、手数料50万円は、町外で接種された場合は国保連合会を通して請求があり、その手数料を計上しております。1件につき263,04円の1,900回分でございます。

委託料、事業推進委託料は、新型コロナワクチン接種に伴う委託料で、ワクチン配送補助業務委託料40万円と、ワクチン情報連携業務委託66万円及びシステム改修委託96万8,000円並びに予約管理システムコールセンター接種券等印刷発送業務委託料1,450万円でございます。

以上でございます。

まちづくり課長 3項上水道費、2目上水道事業管理経営費250万円の補正をお願いしております。

上水道経営管理事業として、町水道事業一般会計出資金、同額は、工事費の増額に伴い出資金を増額するものです。

以上です。

産業振興課長 6款農林水産業費、1項農業費、5目地域農業振興費で1,622万2,000円の補正をお願いしています。

この補正の内訳は、24ページ、説明欄に記載しています土地利用型農業振興事業のうち、被災大豆農家営農継続支援事業費補助金60万円は、令和3年8月17日からの大雨により被災されました農業者への支援事業を福岡県において実施されることから、その事業要件を満たすものに対し事業費の一部を助成するための予算として計上しております。

事業内容は、大豆の収穫が皆無となった農業者を対象に、土壌改良資材等の購入経費の一部を助成するものです。

なお、本町における事業対象の農業者は6経営体となっています。

次に、担い手への農地集積事業費補助金40万4,000円は、担い手への規模拡大に対する県事業の支援金です。この支援金は10アール当たり1万5,000円が交付され、事業採択を受けられたことから補正予算として計上しております。

25ページ、26ページをお願いいたします。

施設園芸型農業振興事業のうち、被災園芸産地改植等支援事業費補助金63万2,000円は、令和3年8月11日からの大雨により被災されました農業者への支援事業を福岡県において実施されることから、その事業要件を満たす施設園芸作物、イチゴ、アスパラ、青ネギ等の改植等支援事業費の一部を助成するための予算として計上しております。

農業機械・施設災害復旧支援事業費補助金76万2,000円につきましても、大雨により被災されました農業者の支援事業として実施されるもので、事業要件を満たす事業費の一部を助成するための予算として計上しております。

災害回避対策支援事業費補助金12万7,000円は、県の事業であります農業機械・施設災害復旧支援事業のうち、排水ポンプの設置等の災害回避を図るメニュー事業に対し、町費町単独によります上乗せ補助、補助率は10分の3でございます。ということで実施しておりまして、その予算として計上しているものでございます。

7目農業生産基盤農村保全費で9万9,000円の補正をお願いしております。

この補正の内訳は、説明欄に記載しています多面的機能支払交付金、令和2

年度分の返還でございます。

なお、返還理由といたしましては、交付加算金として農村協働力の深化に向けた活動というメニューがございまして、それに交付決定をいただいておりますが、本年度にこの交付加算金について国において精査がなされまして、過年度分の返還となったものでございます。

以上でございます。

建設水道課長 8目豪雨被害軽減対策費37万3,000円の減額補正を計上しています。

説明欄の利水、治水対策事業、同額の減額は、備品購入費、車両購入費の入札差金等による不用見込額です。

10目堀の整備改修費は、湛水防除事業債の確定による財源内訳の補正です。

8款土木費、1項道路橋梁費、3目生活道路整備改修費4,480万円の減額補正を計上しております。

説明欄の町道10号線自転車歩行者道整備事業1,950万円の減額は、国からの交付金の配分が申請に比べ7割弱であったことから、事業計画の見直しをしております。

公有財産購入費、道路用地購入費350万円の減額、補償、補填及び賠償額、物件解体と補償費1,600万円の減額は、各費目とも調整した結果の不用見込額です。本事業につきましては計画どおり令和5年度の完成を目標に事業を進めてまいります。

続きまして正原橋改良事業2,530万円の減額は、福岡県が行っています山ノ井川浸水対策重点地域緊急事業費の確定によるものです。負担金、補助及び交付金、正原橋架替工事負担金、同額の減額となっております。

事業の進捗状況ですが、迂回路を含む仮設橋の工事がほぼ完了しており、橋梁の本工事に着手しております。また、かさ上げ工事につきましては、県道宮本大川線、下流側から上流に一部の工事が発注されている状況です。

町といたしましても、事業促進が図られますよう全面的な協力体制を確立し、今年度設立いたしました沿線3市1町、八女市、筑後市、大木町、久留米市で構成する山ノ井川治水促進期成会で、総合的な治水対策の推進、早期完成に向けた予算確保など、県に対しまして要望してまいります。

以上です。

総務課長 9款消防費、次のページをお願いします。1項消防費、1目消防体制充実費870万5,000円の減額補正を計上しております。

右側説明欄にあります消防施設整備事業において、備品購入費、車両購入費として同額を減額しておりますが、これは当初、本年度、車両更新を予定していましたが、消防団組織の再編計画に伴い次年度へ車両更新を見送ることとなったため、全額を減額するものです。

以上でございます。

こども未来課長 10款教育費、2項小学校費、2目未来を生きる人材育成費29万円の補正をお願いしております。

この補正は、各小学校のネットワーク等を外部回線として光回線接続のための工事相当額及び変更による通信料の差額等の不足見込額でございます。

補正の内訳としまして、説明欄、各小学校運営事業費の役務費、通信運搬費として、大溝小学校12万円、木佐木小学校10万円、大莞小学校7万円でございます。

3目教育環境整備費723万8,000円の補正をお願いしております。

補正の内訳としまして、説明欄、小学校施設維持管理事業、教育総務分が17万4,000円で、業務委託料の同額で各小学校の既存の回線から光回線の接続とするための設定変更に係る光回線設定変更業務委託料でございます。小学校施設維持管理事業、来年度に向け各小学校の児童の成長に合わせたものへの変更及び老朽化が著しい児童用の机、椅子の買換えに係る費用として、一般備品購入費、大溝小学校10万3,000円、次のページをお願いいたします、木佐木小学校32万8,000円、大莞小学校14万4,000円でございます。

新型コロナウイルス感染症対策事業647万9,000円で、パソコン等機器購入費の同額で本日お配りしております資料をご覧ください。こちらのカラーの横のです。

文部科学省により、2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針としてにおいて、2022年までに大型提示装置、アンダーラインを引いておりますけれども、大型提示装置を普通教室や特別教室の常設とされており、上のほうにありますけれども、学習用コンピューターはコロナ対策で前倒しして既に1人1台の整備となっております。本町では令和2年9月議会において補正予算を計上し、大型提示装置につきましては大溝小学校8台、木佐木小学校6台、大莞小学校3台を購入しておりますが、今回、特別支援教室を含む残りの普通教室に、コロナ感染対策としてリモート分散の活用等も含めまして、大溝小学校12台、木佐木小学校8台、大莞小学校5台を設置するものでございます。

次に、3項中学校費、2目未来を生きる人材育成費7万8,000円の補正をお願いしております。

この補正は、小学校と同様に中学校のネットワーク等を外部回線として光回線接続のための工事相当額及び変更による通信料金の差額等の不足見込額として、中学校運営事業費、役務費、通信運搬費の同額でございます。

3目教育環境整備費60万5,000円の補正をお願いしております。

補正の内訳としまして、説明欄、中学校施設維持管理事業（教育総務）5万8,000円で、業務委託料の同額で、小学校と同様に、既存の回線から光回線の接続とするための設定変更に係る光回線設定変更業務委託料でございます。

中学校施設維持管理事業、大木中学校2万8,000円で、来年度に向け小学校と同様に中学校の成長、老朽化が著しい生徒の机、椅子の買換えに係る費用でございます。一般備品購入費の同額でございます。

新型コロナウイルス感染症対策事業51万9,000円で、パソコン機器購入費の同額で、小学校と同様に、大型提示装置を令和2年9月議会において補正予算を計上し、普通教室に中学校の場合はもう12台購入しておりますが、今回特別支援教室へ2台設置するものでございます。

以上でございます。

まちづくり課長 5項保健体育費、31、32ページをお願いいたします、2目保健体育施設運営費1,321万9,000円の減額補正をしております。

保健体育施設改修事業として、みんなの広場トイレ設置工事に係る管理業務委託料41万8,000円及び工事請負費1,280万1,000円をそれぞれ減額するものです。新型コロナウイルス感染症の影響により、部材費の高騰、特に非接触型センサー類について世界的に供給不足になっていることから、その回復を待つとともに、トイレの在り方を含めて再度検討するため、一旦事業を凍結するものです。

以上です。

議長 以上で、歳出に関する所管課長の説明を終わります。

続いて、歳入について説明をお願いします。野田まちづくり課長。

まちづくり課長 次に、歳入予算補正の主なものについて説明いたします。

9、10ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金については、歳出で説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る事業に対する国庫負担金等を計上しております。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節児童福祉費補助金319万円は、歳出で説明いたしました児童手当制度変更に伴うシステム改修費に対する補助金です。

9節子育て世帯臨時特別給付金補助金1億3,750万9,000円は、歳出で説明いたしました高校3年生までの子を養育している年収960万未満の世帯に対し支給される給付金に関連する補助金となります。

4目土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金1,284万9,000円は正原橋架け替え工事に係る交付金の減額、防災安全交付金1,430万円は町道10号線自転車歩行者道整備事業に係る交付金の減額によるものです。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金は、歳出で上げました被災農家等に対する補助金などを計上しております。

16款財産収入、2項財産売却収入、3目有価証券売却収入1,775万円は、歳出で説明いたしました久留米広域圏事務組合のふるさと振興基金の帰属分の国債を売却したものです。

18款繰入金、2項基金繰入金、2目大木町公共施設整備基金繰入金1,300万円は、歳出で説明いたしましたみんなの広場トイレ整備に係る財源として、同基金から繰り入れたものを減額するものです。

11、12ページをお願いいたします。

21款1項町債、4目農林水産業債240万円は、堀の整備改修費に対して緊急自然災害防止対策事業債を起こすものです。

5目土木債2,910万円は、町道10号線自転車歩行者道整備事業及び正原橋改良事業に、それぞれの減額に伴い公共事業債を減額するものです。

6目消防費600万円は、消防車両更新を見送ったことにより減額するものです。

以上で、議案第48号令和3年度大木町一般会計補正予算（第6号）についての説明を終わります。

議長 以上で、所管課長の説明を終わります。

暫時休憩いたします。再開を10時50分とさせていただきます。

休憩 10時37分

再開 10時50分

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど所管課長の説明まで終了しておりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員　　22ページなんですけど、直接予算のほうには関係ないと思うんですけども、子育て支援の臨時給付金の18歳まで年内に5万円ということでしたんですけども、今よくニュースで出るように、あと5万円のクーポンが別の経費がかかってしまうということで、他の自治体でも現金を10万円だと考えていらっしゃるが出てきているようですが、大木町ではそれをどういうふうに考えていらっしゃるか、検討していらっしゃるかをお尋ねしたいです。

議長　　答弁を許します。境町長。

境町長　　5番、古賀靖子議員のご質問にお答えいたします。

今回の子育て世帯臨時特別給付金については、議員ご指摘のとおり、5万円を現金、5万円をクーポンでということで、当初マスコミとかで発表されました。その後、現金を給付したらどうかというか、そういう声もあって、昨日、首相は現金でもいいというような答弁をされているようですけれども、ただこの残りの5万円というのは、今度の補正予算で整理するものでございまして、実際成立して具体的にどのような方針で残りの5万円を給付していくのか、そこら辺の具体的なところが全く見えてきませんので、ちょっと今のところ検討のしようがないというところかなというふうに思っております。

議員ご指摘のように現金がいいと。もうどうせ現金で給付するんだったら、年末に5万円給付するわけだから、一緒に給付したほうが手間的にも早いわけです、そういうような考え方もできるわけですけれども、ちょっと今のところ判断をしかねるというところで、国の方針なり周辺の状況等をじっくり見定

めた上で、町の方針を決めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 よろしいですか。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員 独自に考えているんじゃないくて、国の方針を見てそれから考えるということではよろしいですね。分かりました。

議長 ほかに質疑ございますか。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員 今回の関連でちょっと私も考えておったんですけれども、今回は給付金というのが18歳未満の子どもたちの消費活動に結びつくような形です。国もクーポンということで、都市部で考えればそのクーポンで子供用品とかがどこでも買えると思うんですけども、では、果たして大木町で従来型のような商品券みたいな形でやったとして、町内の小売店でどれだけ子供用品が買えるのかということを見ると、やっぱり枠を広げるか何かせんと、なかなか保護者が求めるようなものも買えないんじゃないかなということを考えれば、やっぱりそういった条件があるならば、どのような地域の実情というのが示されるか分かりませんが、できるならば現金で、補正成立後に、ということであるのが一番ベストな形でなかろうかというふうに私は考えますので、今後の検討ということですから、そういったことをご検討いただきたいというふうに思います。

それとあと1点、コロナ絡みなんですけれども、町の主催事業に対する来賓の案内の仕方なんですけど、ちょっと私が参加したものを振り返ってみると、追

悼式が行われましたが、これは町の主催ということで、遺族会というのは半分共催団体みたいなものなのですが、遺族会だけが来賓という形で位置づけられて議会の案内も全くなかったと。

その後に、町の感謝状贈呈式等が行われたんだが、これは従来どおりの来賓枠で皆さん参加いただいていた。

その後に行われた敬老会、行政区長には敬老祝金あるいは案内状の配付をさせておきながら、コロナ禍の時代ということもあったと思うんだけど、誰一人呼んでいないと。せめて、これはもう個人が特定されるんではないんですけど、区長会長も頭にきて私のところに来まして、仕事だけさせやがってと。だから、コロナ禍でということは分かるけれども、せめて校区の会長さんずつぐらい呼んでしてはどうだったのかということをや非常に悔やんでおりました。

だから、今後もまだまだあると思うんですけども、やっぱり所管課長がその範囲は決めてもいいと思うんだけども、やっぱり町の主催事業ということであれば一定の基準は設けておくべきではないのかなと。じゃないと、町長は何しよっとかねというふうになってしまいますので、今後に意欲がもしあるのであれば、やっぱりあまり影響のないようにしておくべきではなかろうかというふうに思っておるところです。

以上はコロナ関連で……。

議長 答弁を先に。

北島好昭議員 そうですね、答弁をお願いします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 6番、北島議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘ありがとうございます。会長からは実は私もお叱りを受けまして、やっぱりその敬老会、高齢の方々を敬う行事であるので、せめて会長、区長会長、三役ぐらいは呼ぶべきだということはお叱りを受けておりまして、私も全くお叱りを受けて、言われることはもっともだというふうに思っています。

議員ご指摘のようにいろいろイベントございまして、コロナの状況によってやっぱりどう対応するかというのは都度悩んでいるわけではありますが、一定の基準というか、皆さんが納得していただけるような基準をつくって、それをしっかり説明するというはやっていかなければいけないなというふうに思っておりますので、それは今後気をつけてまいりたいというふうに思っています。

ただ、一つ、コロナの前と全く同じように戻せばいいのかどうかということも含めて考えるべきじゃないかなというふうに思っています。それはでもしっかり説明をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長 暫時休憩します。

休憩 時 分

再開 時 分

議長 再開します。

答弁を許します。境町長。

境町長　　すみません、続けてご答弁させていただきます。

コロナ臨時特別給付金の現金支給の件、議員のご意見ということで承っておきたいと思います。先ほど古賀議員のご質問にもお答えしましたが、ちょっと国がどのような条件を示してくるのか、そこら辺も見極めながら考えさせていただきたいと思います。

ニュースとか見てみますと、960万の線引き等もいかなものかというところを考えている自治体等もあるようですし、クーポンということになると、せんだって1万2,000円の子育て応援クーポンを発行させていただきましたけれども、非常に喜んでいただいたということもありますし、あるいは地域の消費喚起にもつながるので、そういう意味では効果もございますので、そういうことも含めて検討させていただいて、方向性についてはしっかりとまたご報告をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長　　続けて、6番、北島好昭議員。

北島好昭議員　　話が違いますから、また後で。

議長　　後ほどでよろしいですか。分かりました。

それでは、ほかに質疑ございませんか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　　24ページの新型コロナウイルス予防接種事業についてお伺

いたします。

前回の予防接種のときに、予約がいろいろありまして大変だったところもあると思うんですけども、職員の負担も減らすように、電話、ネット、ホームページとか、ホームページからリンク先に飛ばせばよかったかなと思ったんです。アドレスを入れて入力してというのはやっぱりちょっと間違いも起こしやすかったんで。それは今は改善されているかと思うんですけども、そのあたりは徹底して、職員の負担も少なく、そして利用側もしやすいように、ぜひ考えていただけたらと思います。意見です。

議長 答弁を許します。田中健康福祉課長。

健康福祉課長 野口議員のご質問にお答えします。

ネット予約ができるときは飛ぶように設定をしておりました。ただ、今が12歳未満の接種ということで、今は電話予約になっております。これからの3回目接種は、その時々状況を見て、電話予約、ネット予約を交ぜながらしたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長 ほかに質疑ございませんか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 24ページの土地利用型農業振興事業です。担い手への農地集積事業費補助金、よければちょっと詳しく教えていただければと思うんですけども。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 益田議員の質問にお答えいたします。

担い手への農地集積事業費補助金というものは、県知事が認定しています中間管理機構がございすけれども、そちらのほうに農地を預けて担い手のほうへ貸し付けるというような形で、ある一定の条件がある場合には、福岡県の支援金という形で10アール当たり1万5,000円が支給をされるというものでございます。

今回、ちょっと大溝地区の法人のほうがその要件に合致しましたので、そちらのほうに支援金が申請ができるということでございましたので、交付申請をいたしまして交付決定をいただきましたので、今回補正としてお願いしているものでございます。

以上でございます。

議長 7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 その農地の集積という関連になりますか、ちょっと関連でお尋ねしたかったですけれども、土地利用の農地という意味で、先般から農業振興地域の見直しを多分町のほうで行っているという話で進んでいると思うんですけれども、委員会等ももう終わりました結構な期日がたって、その進捗状況といたしますか、その辺のところ、たしか当初、9月、10月ぐらいには大体出るだろうという話だったんですけれども、その後どういった状況になっているかというのをお尋ねします。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 7番、益田議員の再質問にお答えいたします。

すみません、先ほど、規模拡大支援金で大溝地区ということで1件を申し上げましたが、農事組合法人上八院下のほうも対象となっておりますので、今回の40万4,000円の事業につきましては2法人への農地の集積という形での支援でございました。

それと、ちょっと農業振興地域整備計画の進捗状況についてのお話でございますけれども、福岡県のほうと協議を進めておりまして、今年の2月から県の本庁のほうと協議を始めました。それで、県のほうでも一筆一筆の確認作業が行われまして、また、その質疑等の時間も要したことから、11月20日の週だったと思いますけれども、ようやく本庁のほうから意見なしという回答がございました。それを受けまして、令和3年11月22日に縦覧公告ということで、今、縦覧公告期間というふうに入っております。

これにつきましては、公告という形で、町の掲示板3か所及びホームページのほうにも図面も含めて掲載をしておりますので、今、公告縦覧中ということになっています。

本来9月ぐらいの予定と進んでおりましたけれども、どうしても県との協議がなかなか進まなかったというところもございまして、状況としては3地区ほどちょっと遅れる形で今進捗しているところでございます。

以上でございます。

議長 7番、益田隆一議員。

益田隆一議員　　ありがとうございます。

これまた別件でいいですか。もう一つよろしいですか。

議長　　どうぞ。

益田隆一議員　　30ページのこども未来課の新型コロナウイルス感染対策事業費で、パソコン等で予算等が上がっています。これは私が拝察するに、新型コロナウイルスによってテレワーク等も増え、パソコンの需要もやっぱり小学校等も必要になったと。コロナウイルスによって大型掲示板をつけないといけなくなったので、そういった事業の意味でこのパソコンを買わないかんとというふうな位置づけでよろしいのでしょうか。

要は、なぜパソコンでコロナウイルスに、ちょっと結びつきがよく分からなかったのか、よければ詳細等を教えていただければということです。

議長　　答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長　　益田議員のご質問にお答えいたします。

資料でお示ししましたように、国のほうとしては5か年計画でそういうICTの整備をということで言われていたというのが一つございますけれども、先ほどもお話ししましたように、学習者用のコンピューターとか生徒については、コロナ対策ということで一気にもう1人1台設置なさいということで進んでおりました。それに伴いまして、この構想にもありますように、大型提示装置で密にならないようにとか、リモートで使ってということでのコロナ対策という側面もございますので、こちらのほうも整備したいと思っているところでご

ざいます。

例えば、中学校で生徒総会とかいう部分については、各クラスの大型提示装置で見て、それを総会とするとかいうふうな形で密にならないようにとか、あと分散型、まだ家庭でのリモートまではいっておりませんが、そういう部分とかでも活用するという事も想定されておりますので、そういう部分については1人1台の端末の整備と同じようにこれもセットにしたところで、コロナ対策、密にならないという部分の取組というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長 7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 ありがとうございます。

この600万、合わせて700万ぐらいのパソコンについての予算がついているんですけども、コロナウイルスの関連で申し上げますと、こういうハード部分もそうなんでしょうけれども、我々議会の文教委員会のほうも学校の視察のほう大分行ってないんですよね。学校の状況もよく分かっていない状況なんですけれども、学校としてもコロナウイルスのこのハードの部分じゃなくて、例えば通気をよくするための網戸であったりとか、何かそういう別の部分の予算のつけ方もあったのかなとは思ったりするんです。そのコロナウイルスの感染を防ぐための防止のための予算というのもあると思うんですが、そちらのほうはちゃんと進んでいるのかどうかというのは心配であるんです。どうしても、行って、校長先生であったり先生たちが要望していると、子どもたちも実はこういう要望が出ているという意見を生で聞いていないので、もう大分1年近く

なかなか行けていない状況なんで、そのようなところで、こういった大型掲示板にどんとするのが正しかったのか、これは私は分からないんですけども、そういった今まだ対策せないかんとところがあるのかどうか、よければちょっとお尋ねしたいんです。

議長 答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長 益田議員の再質問にお答えいたします。

こちらハード部分を今回補正予算出しておりますけれども、学校の感染症対策、ソフトの部分ということにつきましては、国のほうで別で補助事業という形で示されている部分を今現在予算としては上げております。さらに、今回、国の補正予算の中には、それと似たような形でありますから、増額になるのか、別になるのか分かりませんが、また同じような感染症対策の補正予算も上がっておりますので、そちらについても国のほうの予算が決まりましたら、また詳細が示された中で、増額になるのか、またちょっと似たような形で別で同じような事業をまたさらに予算化するというふうなことも想定されているということをご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長 補足ということよろしいですか。北原教育長、補足ですか。答弁を許します。北原教育長。

教育長 7番、益田隆一議員のご質問にお答えいたします。

本町の学校、あるいは学童、幼稚園、保育園の感染状況ですが、小学校、中

学校は8月に感染者が発生しましたが、そのあと8月29日から後期2学期が始まりまして1名の感染者も出ていないんです。これは大木町だけです。幸いに本当に感染を抑えることができた。これは学童も、それから幼稚園、保育園も中学校も。

これはもちろん子どもたち、それから職員の感染対策、それから消毒のスタッフ、この任用もありますし、ハード的には各学級に、全学校ではありませんけれども、空気清浄機、あるいはサーキュレーター、この配置も進めてきた。何よりも、やっぱり町民の方が県内で102名で一番感染が少ないんです。そういった町民の方の感染意識、防災意識、こういったたまものだろうと思います。

おかげをもちまして、2学期は給食を実施して、1時間の時間を削除することもなく授業を進めることができました。ただ、この体制が、今度は第6波、オミクロン株の感染が危惧されますし、もちろんコロナではありませんけれどもインフルエンザ等で今後感染症の広がる可能性もありますので、そういったときに備えて、やっぱり今回お願いしている普通学級、担任の先生と子どもたちをつなぐ大型提示装置、電子黒板、この配置をお願いして、もちろん通常の授業にも活用しますけれども、緊急時には家庭と子どもたちと先生をつないで、そこでリモートで学習ができる体制を整えていきたいと、そういう願いの下で、計上させていただいた次第でございます。

それから、議員おっしゃるように、やっぱり議員の皆様は学校の今の状況を、まだまだ十分ではありませんけれども、試行錯誤の状態です。タブレットの活用、電子黒板の活用あるいはデジタル教科書の活用を進めておりますので、ぜひ学校参観をしていただいて、学校の思いを酌み取る機会をつくっていただければ非常にありがたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

議長 追加で補足説明が副町長のほうからあるそうですので、答弁を許しません。益田副町長。

副町長 益田議員のご質問に対して、補助金の面からちょっと追加の説明をさせていただきたいというふうに思います。

今回、大型提示装置を補充するというようなこの事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金という国の交付金が充てられるという形になっております。この交付金の対象なんですけれども、対象については、コロナの感染防止のための事業だけではなくて、コロナが終息した後の新しい社会をどういうふうにつくるかということについても対象枠になっておるといような状況でございます。

ですから、感染防止に併せまして、経済対策あるいは防災対策とか、新しいデジタル社会を迎えるに当たっての対応の部分あるいはグリーン社会をつくっていくための対応の部分、こういうものにこの交付金については利用できるようになっておりますので、幅広く活用ができるようになっております。補足でした。

議長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。11番、小畠裕司議員。

小畠裕司議員 今回のこども未来課長と、それから副町長の答弁の中で、もう一回ちょっとお尋ねしたいんですけれども、このICT化に向けての5か年計画、これは2022年度までということになっておりますが、大型掲示板装置

は来年度も申請できる話なんだろうと思うんですね。それから、あとコロナ対策で言えば、感染がもう少ないんで、一生懸命頑張っていますよと、それはよく分かりますが、例えば、水道にしても蛇口にしても非接触型に今、小・中学校なっているのか、なっていないのか。もしなっていなければ、大型モニターをつけるよりかは、やっぱり蛇口をひねるときに手で触るんじゃなくて、非接触型、肘で押してワンタッチでもできるとか、今電子部品が少ないのでなかなか入手困難な部分もあるかと思うんですけれども、肘で押さえて止めたり出したりするやつもありますので、そういったものに使えなかったのか。大型モニターよりかはそちらのほうが優先するんじゃないのか。その辺の考え方が少し分からない部分と、それから先ほど光回線の設定変更で予算がずっと上がってきております。ICT化では大型モニターをやるのであれば、この光回線の設定変更に予算を先に使うべきじゃないのかと思うんですけれども、光回線になるというのも前々から分かっていた話なんですけど、なぜ今頃になってこの光回線の設定変更しますんで予算が上がっているのか。ちょっとよく理解できないところで、そこら辺がお分かりになればよろしく説明お願いいたしたいと思います。

議長　それでは、答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長　小畠議員の質問にお答えいたします。

まず、お配りしました資料に地方財政措置を講じるという形で示されておりますけれども、こちらにつきましては、この分の補助金については、その対象に対してこれだけの割合で補助しますということではなくて、基準財政需要額算定にそういう項目が含まったところで市町村のほうに交付していますという

ことで、明確な補助金が22年度までであるという形ではございませんでした。それという流れで、コロナ対策についても1人1台の端末とか、そういう大型提示装置についても、コロナの交付金とかをその分の財源として使っていていいですというふうな項目で上がっていましたので、その部分については優先順位もございませんけれども、そちらの財源を元に使っていたというような経過でございます。

それと、あと非接触型につきましては、小学校とかはトイレの改修のときに非接触型に変えて、今回のこの感染とかそういう状況から踏まえればよかったかなというのがありますけれども、ほかの分の水道の蛇口を全部非接触型とかいうところまでは正直対応し切れていなかったということが現状でございます。

そして、あともう一つ、光回線につきましては、それぞれの学校の中で、まだ光が入る前にいろいろネットワークとか内部の回線をしておりました。その時点では、最初は一みんで学校のネットワークのほうはしておりましたので、当初は一みんという形になっておりましたけれども、現在は光回線ということで進んでおりますので、その中での接続の変更とか、そういう部分について今進めている中で、個人の家ですとか、ADSLとかをもう既に引いているような公共施設とかは無料でできる部分もありますけれども、今回、学校のほうが整備している部分については、その工事とかいう経費についてはかかるということで、今その切替えをやっている中で必要な経費ということで上げさせてもらっているというような状況でございます。

以上でございます。

議長 11番、小畠裕司議員。

小島裕司議員　光回線の設定変更については、そしたらその当初では分からなかった設定変更と理解してよろしいのでしょうか。

議長　答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長　小島議員の再質問にお答えいたします。

先ほども言いましたように、最初は当初はまだその段階では光回線がございませんでしたので、くーみんのほうでしておりましたので、その部分を光に変える中でどういう部分が必要かというところを今詰めている中で出てきた必要経費ということで算定したものでございます。

以上です。

議長　11番、小島裕司議員。

小島裕司議員　では、当初は分からなかったということですね。よろしいですかね。

議長　質疑よろしいですか。では、11番、小島裕司議員。

小島裕司議員　当初分からなかったということで理解しておいてよろしいんですか。もう一度念を押して聞いておきます。

議長　内藤こども未来課長。

こども未来課長　　すみません、当初の段階はく一みんでしたので、光回線の分がどれだけかかるかというのが当初予算の分ではまだ分からなかったというところでございます。

　　以上でございます。

議長　　ほかに質疑ございますか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員　　先ほどの非接触型の蛇口関係なんですけれども、今後、第6波が来るか来ないかとかいうのが世間で騒がれておりますが、これに関しての小・中学校の非接触型の蛇口に変えるとか、何かそういった構想は、今の段階ではなかなか言えないかと思うんですけれども、やはり優先順位とすればそっちのほうが高いのじゃないかと思っているところですが、学校教育課長でも教育長でもどちらでもよろしいんですが、今後の考え方をお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長　　答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長　　小島議員の質問にお答えします。

　　確かに接触型から非接触型に変えるということが有効な手だてだと思いますけれども、その部分を全ての学校を非接触型に変えるという部分については、かなりちょっと大がかりな話にもなります。どこまでできるかというところも、まだ今の段階ですぐ即答できる部分ではございませんので、今現在は感染症対策ということで、益田議員からもご質問がありましたけれども、国のほうが示

している感染症対策のいろんな消耗品とか、そういう部分で消毒とか、そういうのを小まめにやって感染を防ぎましょうという部分があつておりますので、そちらの部分で現在是对応している中で、今後、その非接触型の蛇口についてどこまでできるかというのは、検討はさせていただきますけれども、すぐにとつていうところがどこまでできるかというのは検討課題かなというふうに思つております。

以上でございます。

議長 よろしいですか。11番、小畠裕司議員。

小畠裕司議員 ありがとうございます。

他市町村なんですけれども、幼稚園とか小学校には非接触型の予算をつけて、例えば久留米市なんですけれども、今慌ててやっているところもあります。蛇口に関しても、それからトイレに関しても、男子トイレにしても、ボタンを押すんじゃなくて、やはり乾電池式の人体感知のやつを入れて導入するとか、いろんなことをやって今補助金を出している地方公共団体もあるということで認識していただければと思つております。

それから、もう一点お尋ねしたいんですがよろしいでしょうか。

みんなの広場のトイレの工事が予算上合わなかったということなんですけれども、今後の整備事業、いわゆる今年度はもう予算が合わなかったんでもうやりませんよというのはよく分かります。来年度にはやるんでしょうか、やらないんでしょうか。一旦凍結したかどうかということをご希望いたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長　みんなの広場のトイレ整備事業については、本当に二転三転という形で、議員の皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしました。この点につきましては、心からまずもっておわびを申し上げたいと思います。

みんなの広場のトイレというのは、これはできるだけ早く設置しないといけないというふうに考えています。今回できなかった理由というのは課長が説明したとおりでありまして、資材の高騰であるとか、実際、当初見込んだ金額よりもかなり多額の費用がかかりそうだというようなこともございました。工期の問題もございました。利用法についての議論も議会のほうからいろいろいただいていたということもございました。そういうことを考えると、ちょっと今年やるというのは適切ではないということで、判断をさせて落とさせていただいたというところであります。

みんなの広場トイレについては、できるだけ早く設置する必要があると思っておりますので、来年度当初には何らかの形でお願いをしていくということで考えていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長　よろしいですか。ほかに質疑ございますか。では先に、12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　質問の前に一つお知らせということで、先ほど小島議員が質問されておった非接触型の水道蛇口です。これは学校関係だけではなくて、加工施設も許可が下りません。大木町においても、WAKKA、それからがんばらん館のあそこの加工施設です。だから、非接触型か、腕で押すということで、

1週間ぐらい前にJAの加工部も改修しました。そういったことでお知らせをしておきます。ですから、学校だけじゃなくてそういった施設関係のほうも検討をする必要があると思います。

では、質問に移ります。

26ページの町道10号線の自転車歩行者道整備事業の事業変更による減額ということでございましたが、どのような形に変更されたんですか。

議長 答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 中島宗昭議員の質問にお答えいたします。

町道10号線自転車歩行者道整備事業に関しましては、先ほども説明させていただきましたように、申請に比べまして配分が7割弱であったということで、事業計画の見直しにつきましては、いわゆるまだ1件だけ用地買収ができていないところがございます、そちらについての部分を来年度に見送っているというような状況でございます。

以上でございます。

議長 12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 用地交渉が難航されたということで理解しますが、昭代線に架かる橋のほうは、そのまま予算どおり今年工事をされるということでいいんですか。

議長 答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 再質問のほうにお答えいたします。

まず、先ほどちょっと私の説明がうまくいってなかったと思いますけれども、用地買収につきましては、確かに用地買収がうまくいかなかったからということではなく、ちょっともう予算がそのようにつかなかったということもあります。ただ用地買収について順調に進んでいるかといいますと、ちょっと相続関係とかもございまして順調に進んでいるとは言えませんが、来年度、用地買収に向けて交渉を続けているところです。

今年度の予定につきましては、昭代線に架かります平成橋の拡幅工事、こちらのほうを予定をしておるところではございますけれども、実を申し上げますと、こちらのほうが当初見込んでおりました基礎関係の詳細な、いわゆる設計内容につきまして、やはりちょっと会計検査等のこともありましてちょっと見直す必要が出てきております。また、標準工期につきまして、規模的にいきますと7か月取る必要がございまして、年度内に完成するというのが厳しい状況になっておりまして、繰越工事のほうになるというような見込みで、現在、関係しております農林水産省等との協議を行っているところでございます。

以上でございます。

議長 よろしいですか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 減額された分の繰越しというのはできますかね。次年度に繰越事業、できないということで、減額された分の繰越しというのは。

議長 暫時休憩します。

休憩 時 分
再開 時 分

議長 再開いたします。

答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 再質問のほうにお答えいたします。

交付金の配分がつかなかった分の繰越しということではございませんで、現在配分された分につきましての事業につきまして、繰越予定であるということでございます。

以上でございます。

議長 よろしいですか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 分かりました。

やっぱり補助金がつかなかったと、7割ぐらいと。そういった中で、町長、せっかく地元の鳩山代議士が国土交通政務官でおられたときに、絶対やっぱり陳情ですよ。陳情が足りなかったということはありませんか。そういったお願いということはやっぱり今までもからもこれからもずっとやっていかないといけないと思いますので、よろしく願いしておきます。

議長 意見ということでよろしいですかね。

中島宗昭議員 はい。

議長 ほかに。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 すみません、本来ちょっと聞きたい質問があったんで。先ほどのちょっとアラームで飛んでしましまして、すみません。

いつか聞こうと思っていたんですけども、先ほどのパソコンの大型設備機器、ICTで最新の設備になっていますよね。私が心配しているのは、設備が最新であっても、本庁の大木町の庁舎内のパソコンなんですけれども、OSがウィンドウズ7ですよね。どうなんですか。ちょっとそこをお尋ねしたかったんですけども。

議長 確認ということで。池末総務課長、よろしいですか。

総務課長 益田議員のご質問にお答えいたしますが、おっしゃるとおり現在はウィンドウズ7です。ただし、こちらについては、今年度電算リプレース更新で、パソコンについては全て入れ替える予定でございますので、そういった形で対応していきます。

以上でございます。

議長 7番、益田隆一議員。

益田隆一議員　私もパソコン詳しくないんでよく分からないんですけども、11とかなんかが出るんですよね。ウインドウズ11でしたっけ。ちょっと私が心配しているのは、もう7っていったら何年前の話、バージョンがそんな古い話で、最新設備と互換性とか何かあったりせんとか、すみません、本当私詳しくないのであれなんですけれども、じゃ今年はまだ最新のあれになるんですね。もうパソコンをまた新しく買うということなんですか、数千万かけて。

議長　答弁を許します。池末総務課長。

総務課長　パソコンの更新については、ネットワーク含めて、行政システム全て5年間のリースという形で行っております。

以上でございます。

議長　よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員　言わんめかとも思っておったんですが、先ほど小島議員のほうから優しく、みんなの広場の件について来年度どうするかということで優しい質問があったんですが、私はちょっと視点が違うんですが、今回の二転三転、もう町長のほうから先におわびまで言ってしまったんですが、全協まで開いて、全協での説明時には、もうすぐにでも着工せんと年度内に完成しませんというようなことまで話があって、そのときは便所じゃなくて集会所に併設した便所という形で整備をするということで事業の目的も変わっておったんですが、もう私以外の議員の皆さん方は、条件的によくなるならばよかということで了承

までやったんですが、結果的にそれも実現せず、今日の議会で凍結、減額ということが提案されたわけなんです。これを考えてみると、どうもまた機構問題に戻ってしまうような気がするんですね。本当に議会に提案という形でしただけなのにこんなに二転三転するというのは、本当に担当現場ではその危機感があるのかなど。

というのは、やっぱり機構があんまり大きくなり過ぎて、そこまで課長のチェック機能が働いていないとかというのもちょっと原因としてあるんじゃないかなというふうにも捉えています。となると本当に大丈夫かと。全てが全てとは言わんけれども、やっぱり一つ一つ十分に見ていかんと本当に信用できないのじゃないのかなとか、そういったふうに思わせられると、思わざるを得ないということになっても、これまた業務が停滞するということにもなりますので、やっぱりこの辺は既に町長においても機構の都合が悪ければ見直しをやるよということで今進んであると思うんだけど、やっぱりこの辺ももう一回じっくり見ていただいて、もうちょっと効率的で間違いのないような行政ができるような組織機構になるように努力をしていただきたいなというふうに今思っています。過去にこういった例はなかったような気がします。ということで、町長に何か意見があれば、あるいは決意があればお尋ねしたいというふうに思います。

町長 答弁を許します。境町長。

境町長 6番、北島議員のご質問、ご意見にお答えしたいと思います。

まずもって、みんなの広場の件、二転三転した件に関しては、先ほどおわび申し上げましたけれども、この件に関しては本当にご迷惑をおかけいたしましたし

た。本当に申し訳ありませんでした。

今回の件に関しては、いろんな要因が重なって実施できなかったということになりましたし、ちょっと方針を変えたというところも一つの原因であるというふうに思っておりますので、その点については本当におわび申し上げたいと思います。

それと、あと機構改革絡みで言われまして、これはこれとして議員としては別問題として提起されたのではないだろうかというふうに思っています。議員の提起に関しましては、今、機構改革検討委員会のほうで、いろいろな課題等を出し合って、改善すべき点は改善しようというところで考えているところがありますので、そういうようなところも含めて、今後議論を進めていきたいというふうに思っているところでもありますので、どうかご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第48号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第5、議案第48号令和3年度大木町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第48号本案については原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第49号令和3年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第49号令和3年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

本案は、前年度繰上充用金の額が確定したことなどの理由により、令和3年度大木町国民健康保険特別会計予算の総額から、歳入歳出それぞれ37万3,000円を減額し、それぞれの合計を18億3,518万1,000円として計上するものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。田中健康福祉課長。

健康福祉課長 議案第49号令和3年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計においても、職員会計年度任用職員の人件費については省略させていただきます。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、22節償還金利子及び割引料50万円の補正でございます。国保資格の喪失、所得更正等に伴う国保税還付予算が増えたためでございます。

10款1項1目前年度繰上充用金、21節補償、補填及び賠償金104万6,000円の減額でございます。令和2年度歳入歳出決算認定において、前年度

繰上充用金が確定したことによる減額補正をお願いしております。

続いて、歳入のご説明を申し上げます。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税 54 万 6,000 円の減額補正でございます。1 節医療給付費分現年課税分、同額でございます。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、17 万 3,000 円の補正でございます。4 節職員給与費等繰入金、同額でございます。歳出で補正計上している時間外手当増額に伴う事務費の繰入金でございます。

以上で説明終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 49 号については、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第 49 号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決も起立によって行います。日程第6、議案第49号令和3年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第49号本案については原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第50号令和3年度大木町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第50号令和3年度大木町水道事業会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本案の内容につきましては、資本的収入を1,577万2,000円増額し、資本的収入の計を1億7,012万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 議案第50号令和3年度大木町水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正は、配水管路耐震化事業の国庫交付金の額が確定したことにより、資本的収入について補正するものです。

補正予算（第2号）、1ページをお願いします。

第2条、資本的収入及び支出、令和3年度大木町水道事業会計予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額につきまして増額するものです。第1款資本的収入につきまして、1,577万2,000円を増額し、1億7,012万5,000円に改めようとするものです。

3ページをお願いします。

その内訳といたしまして、1款資本的収入、2項企業債、建設改良企業債、建設改良工事の資金に充てるための借入金ですが930万円、第3項交付金、国庫交付金397万2,000円、第4項出資金、一般会計から繰り出された出資金250万円です。

1ページに戻っていただきまして、中ほどの第2条、資本的収入及び支出、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する9,047万3,000円は、減

債積立金1,568万9,000円、建設改良積立金2,000万円、過年度分損益勘定留保資金、補正額1,577万2,000円の減の5,478万4,000円で補填しようとするものです。

2ページに、企業債の限度額について記載しております。

以上で、議案第50号令和3年度大木町水道事業会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第50号については、委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第7、議案第50号令和3年度大木町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第50号本案については原案のとおり可決されました。

日程第8、発議第9号ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 発議第9号、令和3年12月9日、大木町議会議長、中島和正殿。提出者、大木町議会議員、益田隆一。賛成者、同、菰方英二、同じく同、小島裕司、同じく同、中島宗昭、同じく同、古賀知文、同じく同、原田勝。

ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり、大木町議会会議規則第13条の規定により提出します。

以上です。

なお、衆参両院議長、内閣総理大臣、それから外務大臣、内閣官房長官への送付を考えております。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出議員の説明を求めます。益田隆一議員。

益田隆一議員 中国政府によるウイグル人などの少数民族への抑圧や香港においての明らかな人権侵害が続いております。

けさのニュースでも、アメリカ、オーストラリア政府は、中国での人権問題を理由に、北京オリンピックとパラリンピックに外交団を派遣しない外交的ボイコットを行うと発表しました。

本町におきましても、先日12月4日に行われた人権週間の集いでも、小学校の子どもたちにいじめや問題の人権について作文を発表していただきました。しかし、そのレベルをはるかに上回る人権侵害が隣国で行われている状態であることを見逃すことはできません。普遍的価値であります生命の尊厳、自由、基本的人権が保障されるよう強く働きかけることを求め、意見書述べてさせていただきます。

中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書。

新疆ウイグル自治区で、大規模な恣意的勾留、人権弾圧が中国当局によって行われていることを国際社会は深く憂慮している。国連の人種差別撤廃委員会は、平成30年9月、中国に関する総括所見を発表し、多数のウイグル人やムスリム系住民が法的手続きなしに長期にわたって強制収容されて「再教育」が

行われていることなどについて、「切実な懸念」を表明している。

令和2年10月には国連総会第3委員会でもドイツなど39カ国が、香港とウイグル自治区での人権侵害に重大な懸念を表明する共同声明を発表し、ウイグルとチベットでの人権尊重と調査、香港の事態の即時是正を求めている。本年2月3日には、ウイグル女性が報道機関に対し「新疆ウイグル自治区の収容施設に収容された際に組織的な性的暴行被害があった。」と証言した。2月5日、アントニー・ブリンケン米務長官と中国の楊潔篪政治局員が電話対談を行った際に米国は「新疆ウイグル自治区、チベット自治区、香港における人権と民主的な価値観を米国は擁護し続ける」という趣旨を発言した。この発言は、ドナルド・トランプ前米大統領政権時のポンペオ国務長官が「中国による新疆ウイグル自治区における少数民族ウイグル族らへの弾圧を国際法上の犯罪となるジェノサイドと認定する」という旨の発表の流れを継続する発言である。ドミニク・ラーブ英国外相も「中国西部の新疆ウイグル自治区でおぞましく、甚だしい人権侵害が起きている」として中国政府を厳しく避難し、オーストラリアのマリス・ペイン外相も「調査をするべきだ。」と発言しており、国や政党を超えて大きな人権問題として認識されている。

米上院は7月14日に輸入業者に対して、ウイグル産の輸入品が生産過程で強制労働と無関係であることを証明するよう義務付けるウイグル強制労働防止法を全会一致で可決させた。この法は企業側に説明責任を負わせる内容で、証明できない限りウイグル産の製品や原材料の輸入は禁じるというものである。日本の国内企業にとっても現実的な経営リスクとなっており、当町内外の中小企業にとっても死活問題となりかねない。本年10月には、国連総会での共同声明は日米欧など43カ国となっている。

これらの世界の状況があるにも関わらず、日本政府は「人権状況について懸

念をもって注視している」という趣旨の発言に留まっており、人権問題について取り組んできた当町議会としては政府の対応は到底容認できるものではない。

よって本町議会は、直ちに日本政府として調査し、各種問題があった場合は、様々な手法を用いて厳重に抗議することを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年12月9日。

大木町議会。

以上で終わります。

議長 提出議員の説明を終わります。

これから提出議員に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

益田隆一議員、ありがとうございました。

お諮りいたします。発議第9号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、発議第9号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員 賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

このウイグル自治区における中国政府の教育という名の強制労働に深く懸念をしているところであります。また、その強制労働で生産をされている安価なポリシリコンという素材を使った太陽光パネルの関連企業4社の商品を、アメリカにおいては輸入を禁止している状態であります。ただ、日本のほうは、そういった強制的な行動は行っていない、沈黙している状況であります。

2020年のデータによりますと、全世界のポリシリコンという素材の生産量の約48%をこのウイグル地区で生産しており、中国全体においては75%、世界中の生産量を占めているということになっております。また、日本の太陽光パネルの生産の8割が中国で生産をしているため、実情では中国製の太陽光パネルなしでは成り立たないという状況であります。

とはいえ、強制労働のおかげで安価になった製品を日本で普及させることは、ウイグル人権問題を容認することになるため、当町においても、実際ウイグル地区の商品と関わっているのかどうか調査した上で、絶対に持ち込まないというような行動が必要だと考えております。

以上です。

議長 ほかに討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第8、発議第9号ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　　起立多数です。したがって、発議第9号本案については原案のとおり可決されました。

意見書については、関係機関に送付することにいたします。

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会します。次回は、12月14日午前9時30分をお願いいたします。お疲れさまでした。

延会

1 1 時 5 6 分